

個人市・府民税の税額算定誤りについて

堺市では、個人市・府民税において、確定申告の青色申告者で、租税特別措置法の規定による事業所得等の特例に係る税額控除（以下、「投資税額等」）の適用を受ける方の住宅借入金等特別税額控除（以下、「住宅ローン控除」）における控除額算定の誤りによって、本来の税額より過大な税額を算定し、通知していたことが判明しました。

算定に誤りのあった方には、ご迷惑をおかけすることを深くお詫びいたします。

今後このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底します。

1 算定誤りの内容

- ・住宅ローン控除において、控除可能額が所得税から控除しきれなかった額がある場合は、地方税法に基づき個人住民税から控除されます。
- ・所得税では、「投資税額等」の税額控除は、住宅ローン控除よりも先に所得税額から控除されます。
- ・そのため、「投資税額等」の税額控除と住宅ローン控除がある方は、まず「投資税額等」控除額を所得税額から控除し、次に住宅ローン控除を適用して、そこで控除可能額の上限まで控除しきれなかった場合は、その残額を個人住民税から控除します。
- ・上記の計算において、「投資税額等」の税額控除のデータを本市税システム（以下、「システム」）に入力できていなかったため、同税額控除のある方について、個人市・府民税における住宅ローン控除額が少なく算定され、税額の算定誤り（過大徴収）が生じました。

2 発覚経緯

- ・令和 5 年 4 月 20 日（木）午後 3 時頃、市民の方から住宅ローン控除の算定における「投資税額等」控除の取り扱いに関する問い合わせがあり、制度の一般的な内容を説明する市民対応を行いました。
- ・このことを受け、同日、「投資税額等」控除データのシステム上の取り扱いを確認するため、仕様書をもとに、市がシステム管理を委託している事業者（以下、「システム管理会社」）に対し、システム仕様の詳細を確認したところ、翌日、システム管理会社より、個人市・府民税の住宅ローン控除額を算定するうえで必要となる確定申告書の一部データ（「投資税額等」控除）はシステムに自動的に取り込まれる仕様となっていない旨の回答があり、職員が入力する必要があったことが判明しました。
- ・当該データが自動で取り込まれないことにより、住宅ローン控除額が過少に算定され、税額に影響を及ぼす可能性があったため、課税資料の確認が可能な平成 28 年度まで遡って、ただちに調査を開始しました。
- ・調査にあたり、国税連携システム（※）からダウンロードしたデータでの対象者抽出と、保存年限が経過しているなどデータから抽出できない対象者については、確定申告書の画像データに「投資税額等」控除があるかを目視で確認し、税額の再計算を進めた結果、納税義務者 9 名、11 件の税額を正しい金額よりも過大に算定・通知していることが判明しました。

※国税連携システム

国税庁が受理した確定申告書を専用回線によるデータ連携で市が受け取るためのシステム

3 内訳

年度	人数	件数	減額すべき金額	最大金額	最少金額
令和 4 年度	1 名	1 件	29,600 円	29,600 円	—
令和 3 年度	2 名	2 件	46,200 円	34,200 円	12,000 円
令和 2 年度	2 名	2 件	88,700 円	73,200 円	15,500 円
平成 30 年度	1 名	1 件	12,200 円	12,200 円	—
平成 29 年度	4 名	4 件	89,200 円	25,600 円	19,300 円
平成 28 年度	1 名	1 件	2,200 円	2,200 円	—
合計	9 名	11 件	268,100 円	—	—

※平成 28 年度・平成 29 年度・平成 30 年度の 1 名は同一の方。

※令和 5 年度は、正しい税額で納税通知書を発送済。

4 原因

- ・システム導入時（平成 23 年 1 月）、本市とシステム管理会社との間でシステムの仕様の確認や共有が十分にできていませんでした。
- ・住宅ローン控除額算定に関して、「投資税額等」控除のデータを含め国税連携システムからダウンロードしたデータはすべての項目がシステムに取り込まれているものと認識し、「投資税額等」控除のデータが取り込まれているかどうかのチェックを行っていなかったため、気付くことができませんでした。

5 今後の対応

- ・税額の算定に誤りのあった方に対し、順次電話連絡を行ってお詫びと説明を実施しました。
- ・平成 30 年度から令和 4 年度までの対象者の方には税の還付を、平成 28 年度・平成 29 年度の方には地方税法の規定により 5 年を超えて還付できないため、「堺市市税に係る返還金交付要綱」に基づき返還金の交付を行うため、必要な手続きを進めます。
- ・なお、平成 23 年度から平成 27 年度については、課税資料の保存年限を過ぎているため市では対象者の方を確認できませんでしたが、確定申告書の控えなどの書類を市民税課でご提示いただければ、返還金の交付が可能か確認します。

6 再発防止策

- ・「投資税額等」控除のデータも他のデータと同様、国税連携システムからダウンロードするデータから自動取込されるよう今年度中にシステム改修を行います。

- ・今後、システム改修に当たっては、仕様変更内容について、要件抽出漏れがないよう人数を増やすなど確認体制を強化し、システム管理会社との協議を綿密に行います。加えて、改修後のシステムで計算された税額等を別途職員が計算することで、正しく計算されているかの検証を今まで以上に徹底します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：財政局 税務部 税務運営課 電 話：072-228-7456 ファックス：072-228-7618
----------------------------	---